

第36号議案

中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

中間市長 福田 浩

中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

中間市立小中学校通学区域審議会条例（昭和49年中間市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育部教育施設課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市立小中学校通学区域審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>教育部教育施設課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局学校教育課</u>において処理する。</p>